

国保のお知らせ

10月1日は
国保被保険者証の更新日です

国民健康保険被保険者証は、毎年1回、10月1日に更新を行っています。

被保険者証は、一人1枚のカード型となっています。宛名が印字されている台紙に張り付けてありますので、台紙からはがしてお使いください。

被保険者証は簡易書留郵便で郵送しています。まだ受領されていない世帯主の方は、郵便局、または国保年金課国保年金係までお問い合わせください。

被保険者証は9月1日現在で作成していますので、その後、保険の異動など記載事項に変更が生じた場合には、国保年金課国保年金係または各支所地域振興課市民福祉係に届け出てください。

届け出が遅れますと、国民健康保険税等の過払いまたはさかのぼって賦課される場合があります。

届出が遅れますと、国民健康保険税等の過払いまたはさかのぼって賦課される場合があります。

～手続きに必要なもの～

保険の切り替えがあったとき

- ・国保被保険者証(新しいもの)
- ・社会保険等の保険証(社会保険に加入した方)
- ・退職証明書(社会保険を脱退した方)
- ・印鑑

ⓧ被保険者証を更新するとき

- ・今まで使っていたⓧ被保険者証
- ・在学証明書
- ・印鑑

ⓧ被保険者証を廃止するとき

- ・今まで使っていたⓧ被保険者証
- ・印鑑

保険証の有効期限

被保険者証の有効期限は、通常は翌年の9月30日ですが、年齢によって異なる場合があります。詳しくは次の表のとおりです。

資格	有効期限
昭和11年10月2日～ 昭和12年10月1日 生まれの方	75歳になる誕生日の前日。有効期限日以降は後期高齢者医療制度へ移行となります。75歳になる誕生日の後に後期高齢者医療制度の被保険者証を送付します。
昭和21年10月2日～ 昭和22年10月1日 生まれの退職被保険者証の方	65歳になる誕生日の末日。1日生まれの方は前月末日まで。有効期限日以降は一般被保険者証へ切り替えとなります。切り替え方法は対象の方へ後日ご連絡します。

ⓧ被保険者の方は

修学中のため親元を離れている方に交付されている被保険者証(ⓧ被保険者証)も、10月1日に被保険者証の更新が必要です。該当される方にはご案内の通知を送付していますので、必要書類を添えて更新手続きをお願いします。

国保税は納期内に

納めましょう

お医者さんにかかっているからといって、国保税を納めない人がいると、きちんと納めている人との公平を損なうだけでなく、国保の健全運営に支障をきたします。

国保税は納期内に納め、皆さんの国保がきちんと運営できるように協力ください。

納付期限から1年間納付がない場合には、国保被保険者証の返還を求め、代わりに短期被保険者証または資格証明書を発行することになりますので、早めにご相談ください。

◎問い合わせ

国保年金課国保年金係

☎(55)5106

豊かな緑に囲まれた静寂な施設のなか、

祭壇 葬儀用品 お料理 花輪 贈答品

など、満足のいくサービスを提供いたします。

社の中の斎場

ほうりん

- ほうりん斎場 二本松市上竹2-286-1
TEL.0243-23-5520 FAX.0243-22-7377
- 東和斎場 二本松市針道字鍛冶屋敷15-1
- 大山斎場 大玉村大山字玉貫19-7
- 福島平野斎場 福島市飯坂町平野字大前田1-4
TEL.024-542-6444 FAX.024-542-4960

ありがとう
心静かに手を合わす。

0120-43-1194

●年中無休 ●24時間受付 ●大駐車場完備